

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（抄）

（派遣元責任者）

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第四号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

- 一 第三十二条、第三十四条、第三十五条、前条第二項及び次条に定める事項に関すること。
- 二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者等の個人情報の管理に関すること。
- 五 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に関すること。

労働者派遣事業関係業務取扱要領（抜粋）

第14 その他

2 派遣元責任者講習

(1) 目的

法第36条により選任を義務づけられている派遣元責任者に対し、法の趣旨、派遣元責任者の職務、必要な事務手続等について講習を実施することにより、派遣元事業所における適正な雇用管理及び事業運営の適正化に資することを目的とする。

(6) 派遣元責任者講習の内容

派遣元責任者講習は、次の内容により行わなければならない。

〔講義課目〕

- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
- ・労働基準法等の適用に関する特例等について
- ・労働者派遣事業運営の状況及び派遣元責任者の職務遂行上の留意点について
- ・関係法令、制度の動向とポイント
 - ①職業安定法、雇用の分野における男女の均等機会及び待遇の確保等に関する法律等
 - ②労働保険制度、社会保険制度
- ・個人情報の保護の取扱いに係る労働者派遣法の遵守と公正な採用選考の推進について
 - ①労働者派遣法、職業安定法等における個人情報の取扱い
 - ②公正な採用選考の推進について